

**国勢調査堺市実施本部庁内 LAN クライアントパソコン等
機器賃貸借（リース）
仕様書**

堺市 市長公室 政策企画部 調査統計課

目次

1	件名	1
2	概要	1
3	賃貸借期間	1
4	対象機器	1
5	設置場所	1
6	調達範囲	1
7	納入機器等の条件	1
8	機器等の納入	1
9	納入期限等	2
10	設計、設定、構築、動作確認作業等	2
10.1	全般	2
10.2	クライアントパソコン	3
11	保守業務	4
11.1	保守概要	4
11.2	保守体制	4
11.3	保守の内容	4
12	動産保険	4
13	賃貸借期間終了後の取り扱い	4
14	賃貸借（リース）費の支払い	5
15	賃貸借（リース）費以外の費用負担	5
16	機密保護	5
17	その他付帯事項	5
18	その他	5
別紙1	機器等仕様書	6
1	ハードウェア等一覧	6
2	機器詳細仕様	6
別紙2	暴力団等の排除について	8

1 件名

国勢調査堺市実施本部庁内 LAN クライアントパソコン等機器賃貸借（リース）

2 概要

本仕様書は、堺市行政情報ネットワークシステム（以下、「庁内 LAN」という。）で使用するハードウェア及びソフトウェア等の賃借、それら設定作業、環境構築作業及び保守作業等について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。

3 賃貸借期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 対象機器

別紙 1「機器等仕様書」のとおりとする。

5 納入・設置場所

令和 7 年国勢調査堺市実施本部事務局（〒590-0015 大阪府堺市堺区南田出井町 1 丁 1-1 2 階）

6 調達範囲

- (1) 別紙 1「機器等仕様書」に記載の機器及びソフトウェア（以下、「借入機器等」という。）の賃借（リース）
- (2) 借入機器等の設定、納入、設置、動作確認作業
- (3) 借入機器等の保守業務（別紙 1「機器等仕様書」に保守不要の旨記載のあるものを除く。）
- (4) 賃貸借期間終了時の機器のデータ消去及び搬出、運搬
- (5) その他、仕様書に定める作業

7 納入機器等の条件

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- (1) 庁内 LAN に障害等を発生させないものであること。
- (2) クライアントパソコンは、保守の効率を考慮し、全台同一メーカーの同一モデルであること。
- (3) 環境負荷等を考慮し、堺市グリーン調達方針に定める判断の基準を満たしていること。詳細は、堺市 HP
https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green_chotatsu.html を参照のこと。
- (4) 借入機器については、現行導入機器（プリンタ機器／無線通信機器等）、現行導入ソフトウェアの稼働実績もしくは動作保障に基づいて選定すること。

8 機器等の納入

- (1) 機器の運搬、搬入、設置等に必要な一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。
- (2) 発注者が指定する場所へ指定する台数を納入すること。
- (3) 納入設置スケジュールを作成し、発注者の承諾を得ること。また、発注者の指示に従って納入作業を実施すること。発注者からの指示が別途必要な場合は、何に関してどのような内容の指示が必要なのかを具体的に示すこと。
- (4) クライアントパソコンの設定作業は、受注者内であらかじめ実施し、設定完了済みのクライアントパソコンを納入すること。発注者へ一括納入して設定作業を行う場合は、設置場所の指定の作業場所にて行うこと。
- (5) 納入するすべての機器に、発注者が指定する管理ラベルを貼付すること。また、設定内容と対応した納入機器一覧を提出すること。
- (6) 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。

- (7) 納入した全ての機器について動作確認テストを行い、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目は、全ての借入機器が正常に動作することが判断できるよう、必要なテスト項目を適切に設定し発注者と合意すること。
- (8) 納入時に発生する段ボール等の廃棄物については、受注者が責任を持って処分すること。
- (9) 動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告し、賃貸借期間開始日前に問題を解決すること。また、必要に応じて借入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。問題解決のために発生した費用は受注者が負担すること。
- (10) 発注者確認中に発生した機器障害について、賃貸借期間と同様の保守対応をとること。
- (11) 運用マニュアルをもとに借入機器等に関する操作説明を行い、発注者運用担当者への引き継ぎを実施し、引継ぎ完了について発注者と合意すること。なお、運用マニュアル以外に借入機器設定情報及び操作・管理・点検に係わる各種手順書など必要なドキュメントがあれば合わせて納入すること。説明会等の日程は、発注者と協議し決定すること。
- (12) 借入機器等の設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。

9 納入期限等

- (1) 下記の資料について、契約締結後 5 営業日以内に提出し、発注者の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は、発注者の承諾を得た上、速やかに修正し再提出すること。
 - ア マスタスケジュール
 - イ 借入機器等明細書
 - ウ 借入機器詳細仕様
- (2) 納入機器は、賃貸借期間開始までに、設置場所ごとに発注者が指定する期日に納入すること。なお、納入期日までに設置・導入・動作確認を完了していること。

10 設計、設定、構築、動作確認作業等

10.1 全般リース満了後、引き上げ

- (1) 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。また、担当者については、調達機器等の仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項への適切な対応ができる者を配置すること。なお、人員及び体制については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (2) 全ての作業において、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。また、全ての作業についてデザインシート及びマニュアルを作成し提出すること。
- (3) 作業実施前には、必ず発注者と調整会議を開催し、作業内容等の確認を行うこと。また運用継続性を最優先として期間や作業仕様を発注者の指示に従って調整すること。
- (4) 作業に際しては発注者の通常業務、店内 LAN 及び稼働中の業務システム等に影響のある恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、全体会議等にて事前にリスク等を明らかにし発注者と協議の上、発注者の指示に従い責任をもって対応すること。
- (5) 各種設計、手順等発注者が指示する資料については、ドキュメント化した上で発注者の承諾を得ること。
- (6) 既存のネットワーク環境、サーバ環境等の設定変更があった場合は、該当箇所を資料にまとめ、発注者に引き継ぎを行うこと。また、発注者から既存の設定資料の提供が可能なものは、資料の修正を行うこと。
- (7) 発注者に提出する資料は、A4 用紙に印刷したもの（A3 用紙に印刷する必要があるものは A4 サイズに片そで折りしたもの）1 部と Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint2016 等により作成した再利用可能な電子ファイルを DVD-R に記録したものを提出すること。主な対象は以下のとおりとする。
 - ア 展開計画書兼マスタスケジュール
 - イ 展開手順書
 - ウ 端末パラメータシート
 - エ 作業完了報告書
 - オ その他発注者が提出を求めるもの

- (8) 発注者が運用する不正接続防止システムに登録するため、庁内 LAN ネットワークの接続 2 週間前までに、接続するクライアントの MAC アドレスを本課へ情報提供すること。

10. 2 クライアントパソコン

- (1) マスタ作成業務については、受注者が行う。
- (2) 受注者は、作成されたマスタ機を元に、他のクライアントパソコンが設定情報等を容易に複写できるようにすること。複写手法については、設定情報を保持した状態での OS 初期化が可能となるよう設計及び設定を行うこと。なお、複写作業の際に必要なライセンス等の一切の費用は賃貸借（リース）費に含むこと。
- (3) マスタ機は、クライアントパソコンの障害復旧作業にも利用できるように設定情報等は汎用性を持たせること。
- (4) 発注者が指定するソフトウェアの動作保証を行うこと。詳細は別紙 1 「機器等仕様書」を参照すること。
- (5) 受注者は、庁内 LAN にて既存で利用している以下のシステムが全て正常に稼動するよう設計、設定すること。また運用する上で必要となる設定は発注者の要件に基づき設計を行うこと。また、各システムがバージョンアップした場合には、動作を確認すること。
 - ア Microsoft System Center Configuration Manager（以下、SCCM）
 - イ Microsoft Windows Server Update Services（以下、WSUS）
 - ウ Microsoft ActiveDirectory（以下、AD）
 - エ Microsoft Dynamic Host Configuration Protocol（以下、DHCP）
 - オ Trend Micro Apex One
 - カ SKYSEA Client View
 - キ FENCE-Works 連携モジュール
 - ク VMWare Horizon Client
- (6) 受注者は、ドメイン設定、ネットワーク設定、BIOS 設定、OS 設定、WINS、DNS サーバへの参照機能、グループウェアサーバへの接続設定及び対応するためのブラウザ設定、インターネットへのアクセス、プリンタへの印刷設定、など、庁内 LAN を利用する上で必要となる設定について、別途提示する発注者の要件通り設計・構築して動作を確認すること。また、新たに検討すべき要件が生じた場合、安定稼働に必要な設定を行うこと。
- (7) 発注者の環境としては、WSUS 環境および SCCM 環境、KMS 機能、ActiveDirectory 環境である。既存環境には発注者が利用中の別 OS クライアントが多数存在しているため、既存環境の動作に影響やトラブルを出さぬよう、十分配慮して作業計画を行い発注者の承認を得ること。また、受注者は、発注者が必要とする情報を提供し、協力すること。
- (8) (5) のア～クについて、サーバ側から正しくクライアントとして導入した全台が認識され、クライアントの各機能が正常に動作していることを確認し、発注者にエビデンスを提出すること。また、正常に動作できていない場合、個別対応を行うこと。
- (9) OS およびデバイスドライバ（無線 LAN など）の動作仕様の確認や、不具合の調査などについては、受注者側で調査に必要な体制や、サポート窓口を設けて問題解決をすること。
- (10) その他ソフトウェアの不具合があった場合は、発注者と連携して問題解消に努めること。
- (11) パソコンのディスク (SSD) についてはハードディスクロックを行うこと。また、ユーザでのパソコン電源投入時に、そのディスクパスワードの入力が発生しないように設定を行うこと。
- (12) 上記のパスワードについては、機種ごとで共通とし、展開完了後に一覧として提出を行うこと。
- (13) 内蔵されたディスク装置 (SSD) 以外の USB 機器 (DVD ドライブ・USB メモリ等) やネットワーク (PXE ブート) から、起動できないように BIOS にて設定を行うこと。
- (14) Windows での BitLocker の設定を行い、パスワードについては TPM (セキュリティチップ) に記憶させ、パソコンの起動時にパスワードを入力させないようにすること。また、設定された回復パスワードについては受注者にて一覧化を行い、回復パスワードが変更された時に管理できるように業務実施前に発注者と協議を行うこと。

1 1 保守業務

1 1. 1 保守概要

賃貸借期間中において、借入機器により稼働しているシステムが常に完全な機能を保つように保守作業を万全に行うこと。また、保守作業にあたっては、発注者との円滑な協力体制を実現すること。

1 1. 2 保守体制

- (1) 保守体制及び保守連絡先は、落札後速やかに文書で提示し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。担当者については、調達ハードウェアの仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項に対し適切な対応ができる者を配置すること。
- (3) 保守要員は、機器設置場所へ翌開庁日中に到着できる拠点に常時待機させ、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (4) 保守サービス時間帯は平日の発注者業務時間内とすること。
- (5) 発注者業務及び稼働中の業務システムに影響があると考えられる作業を実施する場合、予め作業内容・作業日時等を発注者に報告・協議を行ない、発注者の承諾を受けた上で実施すること。
- (6) 受注者は納入する製品について熟知していること。

1 1. 3 保守の内容

- (1) 保守部品（付属品含む）を保有するとともに、適切に借入機器設置場所への供給が可能であること。なお、交換部品（消耗部品を除く）については無償とすること。
- (2) 発注者からの電話等での障害受付を随時行うこと。また、障害に対しては、適切に対応すること。
- (3) 障害時の連絡対応、調査及び障害切り分け作業を行うこと。
- (4) 今回調達する機器に起因する可能性がある障害発生時は適切に対応し発注者と連携をとること。
- (5) 障害発生時における不良箇所について部品手配および部品交換を行うこと。
- (6) 障害時の部品交換作業等は借入機器設置場所で行うこと。
- (7) 障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、交換したハードディスク等の消去（再利用不可の処理）の処理を実施し、処分後、書面により処理方法及び処理結果について報告を行うこと。
- (8) 部品交換作業後、ハードウェアの動作確認作業を実施すること。
- (9) 納入機器のうち、賃貸借期間中に交換が必要な消耗部品がある場合は、その交換について交換スケジュールおよび部品に係る費用を提示し発注者の了承を得た上で実施すること。
- (10) 保守対応後は、確認可能な稼働立ち会いを実施すること。
- (11) 保守作業実施時には、保守内容等を記載した報告書（電子報告を含む）を提出すること。また、障害原因の詳細な報告及び障害予防対応についても、発注者の求めに応じ誠実に対応すること。
- (12) システム保守業者からの技術情報の提供要求に対して、調査および情報開示を行うこと。
- (13) 特に記載のない作業についても、借入機器に障害が発生しないように必要に応じて実施すること。

1 2 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

1 3 賃貸借期間終了後の取り扱い

(1) クライアントパソコン

- ア 市の指示に従って設置場所からの機器撤去の作業（運搬含む）を行うこと。
- イ 発注者が指定する場所（令和7年国勢調査堺市実施本部事務局を予定）において、ハードディスクの破壊または乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去などの処理

- (記録データを完全に復元不可能とする処理)を実施すること。
- ウ 機器ごとに処理結果を一覧表等にまとめた証明書を作成し、証拠写真とともに発注者へ報告をした上で適正に処分すること。
 - エ 撤去やデータ消去等にかかる一切の経費は賃貸借（リース）費に含むこと。なお、ライセンス提供されたものは発注者に帰属すること。
- (2) クライアントパソコン及びプリンタ以外の機器等
- リース期間満了後、受注者にて引上げること。ライセンス提供されたものは、発注者に帰属すること。

1 4 賃貸借（リース）費の支払い

本業務に係る受注者に支払うこととする。

1 5 賃貸借（リース）費以外の費用負担

発注者は、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

1 6 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、個人情報等の保護に係る誓約書等、発注者が定める書類を提出しなければならない。

1 7 その他付帯事項

- (1) 電算機室に入室する必要がある業務又は借入機器の保守に関する業務を第三者に委任し、又は請負わせること（以下「再請負」という。）により業務を履行しようとする場合は、再請負先（複数可）、再請負の内容、その他発注者が必要と認める事項を所定の書式により届け出て、あらかじめ承諾を得なければならない。ただし、発注者が必要でないと認める場合はこの限りではない。なお、再請負先がさらに再々請負を行うことは認めない。
- (2) 本業務に携わる者は、あらかじめ発注者に届出し、承諾を得ること。なお、契約締結速やかに発注者所定の様式にて届出すること。
- (3) 業務従事者が必要な事務用品等は、受注者側が費用負担の上用意すること。
- (4) 発注者の施設への立ち入り、各部屋への入退室、ごみの取扱い等、発注者の施設における従事者の行動は、発注者のルールを順守すること。

1 8 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議の上解決するものとする。
- (3) 別紙2「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること

別紙１ 機器等仕様書

１ ハードウェア等一覧

No.	機 器	数量	備考
1	クライアントパソコン	31 式	Microsoft Windows11 64bit 搭載 ・ 全台同一メーカーの同一モデルであること ・ 本市のライセンスを用いてセットアップすること
2	DVD-ROM 装置	2 式	保守不要 全台同一メーカーの同一モデルであること

２ 機器詳細仕様

(１) クライアントパソコン

No.	項 目	仕 様
1	基本	・ ノートブックタイプとすること。
2	CPU	・ インテル Core i5-1334U(最大 4.6GHz)と同等以上のスペックを有すること。
3	メモリ	・ メインメモリは、16GB 以上を搭載すること。
4	ハードディスク	・ 256GB 以上のフラッシュメモリディスクを搭載すること。 ・ Bitlocker による暗号化を有効にし、かつ、パソコンの起動時にパスワード入力を求められないこと。
5	LAN インターフェイス	・ 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T に準拠したインターフェイスを有すること。(規格は RJ-45)
6	無線 LAN インターフェイス	・ IEEE 802.11(a/b/g/n/ac/ax)に準拠したインターフェイスを有すること。
7	Bluetooth インターフェイス	・ Bluetooth 5.1 に準拠したインターフェイスを有すること。
8	ディスプレイ	・ 15.6 型ワイド液晶ディスプレイであること。 ・ 1366×768 ドット以上で 1,677 万色以上 (FRC 可) 表示できる機能を有していること。
9	キーボード	・ OADG 準拠もしくは同等仕様 (JIS 標準配列) で、Windows キー付であること。 ・ 各キーの間に間隔が設けられているアイソレーションキーボードであること。
10	ポインティングデバイス	・ タッチパッドを有すること。
11	セキュリティチップ	・ TCG Ver2.0 に準拠していること。
12	Web カメラ	・ 有効画素数 約 92 万画素以上のスペックを有すること。
13	その他インターフェイス	・ HDMI 出力端子インターフェイスを有すること。 ・ USB3.2(Gen1)以上に準拠したインターフェイスを合計2つ以上 (TypeA×2 以上) 有すること。 ・ SD カードリーダーや PCMCIA カードスロットを有さないこと。
14	その他	・ グラフィックアクセラレータは Intel® UHD Graphics 以上のスペックを有すること。 ・ サウンド機能を有すること。コンボステレオヘッドフォン、

		マイクジャックを有すること。 ・ バッテリーの稼動時間は、2 時間以上保持できること。 ・ ユーザーの意図しないところで BIOS 単体で外部通信を行う機能を有さないこと。 ・ ハードディスクロックを有効にし、かつ、パソコンの起動時にそのパスワード入力を求められないこと。
--	--	---

(2) クライアントパソコンソフトウェア

(以下の仕様は、1 式ごとの仕様)

No.	項目	仕様
1	基本ソフトウェア	・ Microsoft Windows11 64bit ・ Trend Micro Apex One ・ Microsoft System Center Configuration Manager Agent ・ Edge ・ Adobe Reader DC ・ VLC メディアプレイヤー ・ +Lhaca ・ SKYSEA Client View ・ FENCE-Works 連携モジュール ・ VMWare Horizon Client ・ Microsoft 社等で公開されている Windows および Office 製品等の追加・修正パッケージ ・ 各種プリンタドライバなど

※各ソフトウェア調達に係るライセンス費用等の必要な経費は受注者側で用意すること。

※セットアップに必要となる設定情報は、納入迄に発注者と協議し、発注者の了解を得ること。

(3) DVD-ROM 装置

(以下の仕様は、1 式ごとの仕様)

No.	項目	仕様
1	基本	・ DVD 読込 8 倍速、CD 読込 24 倍速以上の機能を有していること。また、DVD 再生ソフトを備えていること。 ・ 読込み専用であること。 ・ USB 接続であること。 ・ USB バスパワーであること。 ・ USB ケーブルと一体であること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。